

★★令和7年8月1日開始★★

山陽小野田市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業

山陽小野田市では、認知症予防の取組の一つとして、中等度難聴者を対象に、補聴器購入費用を助成します。

《 1 申請できる方 》

次の要件を全て満たす方が申請できます。

- (1) 山陽小野田市内に住所を有する65歳以上の方
- (2) 補聴器購入希望者本人の市町村民税が非課税であること。
- (3) 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (4) 両耳それぞれの会話音域の平均聴力レベルが40デシベル以上の方
- (5) 医師が補聴器の使用が必要であることを認める方（医師意見書の提出が必要です。）
- (6) 当該助成事業による助成金の交付を受けたことがない方（助成の決定を受けた日から、5年を経過した方を除きます。）

《 2 助成額 》

補聴器本体（補聴器本体の付属品を含む。）の購入費の1/2の額（100円未満の端数切捨て。）を助成します。**（上限 30,000円）**

※助成の対象は「管理医療機器」として認定された補聴器です。オーディオ機器に分類される集音器は対象外となります（詳しくは販売店舗にお問い合わせください。）。

※付属品のみの購入や補聴器の修繕費用は対象外です。

《御注意ください!!》

申請前に購入した補聴器は助成対象外となります。裏面の手続の流れに従い、必ず購入前に申請してください。

問合せ先 山陽小野田市福祉部高齢福祉課（TEL 0836-82-1171）

※裏面もご覧ください。

《 3 手続の流れ 》

(1) 申請書類の受取り

市役所窓口で、「①助成金交付申請書」と「②助成意見書（医師意見書）」を受け取ります。

【受取窓口】市役所高齢福祉課、山陽総合事務所市民窓口課

※①、②の書類は、ホームページからもダウンロード可能です。

(2) 耳鼻科医受診

「②助成意見書（医師意見書）」を持参し、医師の証明をもらってください。

※診察料、検査料、文書料等の医師意見書作成に必要な費用は自己負担となります。

(3) 補聴器販売店で「見積書」を取得

補聴器販売店舗で、購入を予定する補聴器の「見積書」を作成してもらい、受け取ってください。

(4) 市役所への申請

「①助成金申請書」に必要事項を記入し、医師の証明を受けた「②助成意見書（医師意見書）」と(3)で取得した「見積書」を合わせて市に提出してください。

【申請窓口】市役所高齢福祉課、山陽総合事務所市民窓口課

(5) 助成の決定

助成が決定されると、市から「決定通知書」と「助成金請求書」が届きます。

(6) 補聴器の購入（領収書の受領）

(5)の「決定通知書」を受領後、(3)の「見積書」を作成した販売店舗で補聴器を購入してください。

※購入時に必ず「領収書」を取得してください。

※「領収書」には、購入日、購入者の氏名、購入店舗名、金額の記載が必要です。

(7) 助成金の請求

(5)で受け取った「助成金請求書」に必要事項を記入し、(6)で取得した「領収書」を合わせて市の窓口に提出してください。

【提出窓口】市役所高齢福祉課、山陽総合事務所市民窓口課

(8) 助成金の振込

(7)で提出された「助成金請求書」に記載された口座に、市から助成金をお振り込みします。